

千葉文化幼稚園 運営規程

(名称等)

第1条 学校法人文化学園が設置するこの幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千葉文化幼稚園
- (2) 所在地 千葉市若葉区桜木4丁目16番38号

(目的及び運営の方針)

第2条 千葉文化幼稚園（以下「当園」）の目的及び運営の方針は、次のとおりとする。

(1) 目的

当園は、学校教育法第22条及び第23条によって幼児を教育し適当な環境を与え、仏教による宗教的情操を養い、その心身発達を助長することを目的とする。

(2) 運営の方針

当園は、3歳から6歳までの最も人間としての能力を有し、成長著しい幼児期に初めての社会生活の場としての幼稚園で、基本的生活習慣を身につけ、人間としての基礎基盤を、友だちと一緒に共通の目標をもって毎日の生活を送る中で育てていきます。知識や技術を教え込むのではなく、ことばと動きとリズムで楽しみながら脳を活性化し、できるだけ多く、広く経験を積み重ねることで、人間としての活動の基礎を育みます。また、当園は、学校教育法その他の法令等を遵守して運営します。

(3) 法令の遵守

当園は、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守して運営する。

- ア 教育基本法
- イ 学校教育法
- ウ 子ども・子育て支援法（以下「支援法」）
- エ 児童福祉法
- オ 学校保健安全法
- カ 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「運営基準」）

(入園資格)

第3条 当園に入園できる子どもは、支援法第19条第1項第1号（以下「1号」）に該当する子どもとする。

(提供する教育等の内容)

第4条 当園は、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行う。

2 前項のほか、当園は次に掲げる便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）
- (3) 特別支援事業
- (4) 次に掲げる地域のための子育て支援事業（実施可能な範囲内）
 - ア 育児相談・カウンセリング事業
 - イ 子育て講演会、講座等開催事業
 - ウ 子育て交流事業
 - エ 園庭・園舎開放事業
 - オ 地域との交流事業
- (5) 幼保小連携事業

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園には、次に掲げる職員を配置する。ただし、職員の人数は、園児数に応じて変動させる場合がある。

- (1) 園長 1人（姉妹園園長兼任 週4日在勤）
- (2) 教頭 1人（常勤専従）
- (3) 教諭等 8人（うち常勤専従5人、非常勤3人）
- (4) 園医 1人（嘱託）
- (5) 園歯科医 1人（嘱託）
- (6) 園薬剤師 1人（嘱託）
- (7) 事務職員 3人（うち姉妹園と兼任職員1人、非常勤2人）
- (8) 用務員 2人（派遣）

2 職員の職務は、学校教育法及びその他関係法令の定めるところによる。

(学年及び学期)

第6条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとし、学年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(利用定員及び学級編成)

第7条 当園の利用定員及び学級編成は次のとおりとする。ただし、入園児数によって若干の変更があり得る。

	満3・3歳児 (年少)	4歳児(年中)	5歳児(年長)	合計
利用定員	25人	25人	25人	75人
学級数	1クラス	1クラス	1クラス	3クラス

(開園日)

第8条 当園の開園日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる期間を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(1) 夏季休業 7月20日から8月31日まで

(2) 冬季休業 12月21日から1月6日まで

(3) 春季休業 3月20日から4月5日まで

(4) 開園記念日 6月15日

(5) 県民の日 6月15日

(6) その他、園長が必要と認めた日

(教育を提供する時間)

第9条 当園の教育時間は次のとおりとする。ただし、季節その他の事由により園長が必要と認めた場合は、変更することができる。

(1) 教育時間

原則として、9時から14時

(保育料等)

第10条 当園は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に基づき、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 当園は、運営基準第13条第3項の規定により、保護者の書面による同意を得た上で、当園の教育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定負担額を徴収する。

3 当園は、運営基準第13条第4項の規定により、保護者の同意を得た上で、当園の利用において通常必要とされる費用で保護者の負担とすべきものについて、別表2に掲げるもののほか、園長が定める額を徴収する。

4 当園は、1号認定園児の預かり保育に係る利用料として、次に掲げる額を徴収する。

時期・時間帯	金額
教育時間前（8：30～9：00）	1 時間当たり 300 円
教育時間後（14：00～18：00）（半日保育時 11：00～）	1 時間当たり 300 円
休業期間中（8：30～18：00）	1 時間当たり 300 円

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行う。

- 5 登園は、入園準備金として入園内定時に、30,000 円を徴収する
- 6 当園は、1 号認定園児としての入園申込みに当たり、選考料として 3000 円を徴収する。

（利用の開始）

第 11 条 当園は、1 号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、あらかじめ以下(1)～(7)において明示した公正な方法に基づいて選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 在園児、卒園児の弟妹である場合
- (2) 保護者が卒園者である場合
- (3) 前年度より予約登録している場合
- (4) 申込みを受けた順序により決定する場合
- (5) 当園の教育理念に基づく面接選考の結果による場合
- (6) 幼稚園所在地の市内に在住する場合
- (7) 抽選により決定する場合

- 2 当園は、利用開始に当たり必要な事項を記載した重要事項説明書を保護者に交付して内容を説明し、その同意を得た上で、利用に係る契約を締結する。

（利用の終了）

第 12 条 当園は、次に掲げる場合には、園児に対する教育の提供を終了する。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 園児が退園又は転園することとなったとき
 - (3) 市区町村が支給認定を取り消したとき
 - (4) その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると認めたとき
- 2 園児を退園、転園又は休園させようとするときは、保護者は、その理由を付して園長に申し出るとともに、市区町村に対し、必要な手続きを行うものとする。

(緊急時における対応及び非常災害対策)

第 13 条 当園は、園児の体調が急変した場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、園医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、園児の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する園生活における安全に関する指導、職員に対する研修等に関する計画を作成し、これを実施する。
- 3 当園は、非常災害、火災、感染症等が発生した際の園児の安全確保等に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、必要な訓練等を行う。

(事故の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当園は、教育の提供における事故の防止及び事故発生時の対応に関するマニュアルを作成し、必要な体制を整備するとともに、定期的に研修を実施し、職員に対する周知徹底を図る。

- 2 当園は、教育の提供により事故が発生した場合は、千葉市及び保護者等に速やかに連絡し、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録する。
- 3 当園は、教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修の実施等、必要な措置を講じる。

(関係機関との連携)

第 16 条 当園は、前 3 条に定める事項に関するもののほか、園児の安全確保等に関して、千葉市、警察署、消防機関、医療機関等との連携を図る。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

項目	内容及び負担を求める理由	徴収金額
施設設備費	施設設備利用費として	月額 2,000 円

別表 2

項目	金額等
給食費※	一食 380 円 (主食 110 円 副食 250 円)
飲乳費	年中長 一本 120 円 年少 一本 90 円
学用品 (制服等) 代	入園児および入園後 実費
行事代	その都度実費

※給食費について

○副食費の免除

年収 360 万円未満相当の世帯及び全階層の第 3 子 (※) 以降は、副食費が免除される。

(※) 年収 360 万円相当以上の世帯は、「第 3 子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件あり。

○金額の根拠

(1) 主食費 110 円 給食費 360 円に手数料 (20 円) を含め徴収

(2) 副食費 250 円 委託元、(株) 幼稚園給食より

○月途中の入退園の場合

日割 (提供した日数 ÷ その月の提供可能日数) で計算する。

○その他長期欠席の場合等

- ・保護者より長期間 (1 か月以上) にわたり登園しない連絡があり、配食準備に反映することが可能な場合は、1 か月以上欠席する場合は 1 か月分の、2 か月以上欠席する場合は 2 か月分の徴収額の減額を行う場合がある。

- ・1 か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合は、1 か月分を徴収する。

- ・アレルギー対応食や、宗教上の理由により他の児童と別の食事を提供する場合も、他の児童と同様の金額を徴収する。